

ガイドラインに基づく履行状況調査等の調査結果(令和6年度)

1. 趣旨

内閣府食品安全委員会事務局(以下「事務局」という。)が扱う競争的資金の管理・監査等については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」(令和3年9月17日内閣府食品安全委員会事務局長決定)(以下、「ガイドライン」という。)により、研究機関が講じるべき事項を定め、その遵守を求めている。

ガイドライン第7節において、研究機関におけるガイドラインに基づく体制整備等の状況を把握するために、事務局が履行状況調査等のモニタリングを実施することが求められており、令和6年度の調査結果についてとりまとめた。

2. 調査の対象及び内容等

(1) 対象

- ・一般財団法人化学物質評価研究機構
- ・学校法人星薬科大学

(2) 内容・方法

ガイドラインに基づき、研究機関が遵守すべき項目について、調査対象機関に書面調査を実施した。

○調査事項(例)※

- ① 最高管理責任者の役割、責任の所在・範囲と権限を定めた内部規定等を整備し、最高管理責任者に当たる者の職名を機関内外に周知・公表しているか
- ② 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、コンプライアンス教育を実施しているか
- ③ 不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定しているか
- ④ 発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施しているか
- ⑤ 競争的資金等の不正への取組に関する機関の方針などを外部に公表しているか
- ⑥ 内部監査部門は、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施しているか。

(3) 調査経過

令和6年12月24日	対象機関に対して履行状況調査(書面調査の形式)の依頼を通知
令和7年1月	履行状況調査報告書を受理
令和7年2月～3月	報告書の内容を確認し、対象機関に対して調査の結果を通知

3. 調査結果

- 調査の結果、ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制が整備され、所要の対策が着実に履行されていた。

4. 今後の取り組み

- 令和7年度以降も対象機関を選定し、引き続き調査を実施する。